

◎ 令和6年度も残り2か月となり、生徒たちはそれぞれの学年において、まとめの時期を迎えています。特に3年生は、すでに進路先を確定した生徒や、3月の県立高校受験に向けて努力している生徒などと様々ながら、お互いを尊重しながら生活を送っております。

さて、今回の「学校だより」では、『部活動の地域連携・移行』について、本校がこれまで準備し、次年度から取り組もうとしている内容について、概要をお伝えしたいと思っております。国の動向や県市の方針等もご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1 なぜ「地域移行」なのか

令和4(2022)年12月に、スポーツ庁・文化庁より『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』が発出され、これからの学校部活動について、改革の方向性が示されました。

この中では、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義やその価値を認める一方で、指導に関わる教師の献身的な支えにより担ってきた側面は否めず、教師の長時間勤務の原因の一つとして大きな課題であること、少子化が進展する中においては、これまで同様の指導体制を継続するのは困難であることが指摘されています。



令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。その際、生徒の主体的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年度にありまふりたれた部活動の地域移行に関する検討会議の成果を踏まえ、平成30年に策定した『部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』及び『文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン』を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効果的・効率的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を発展させるための必要な対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意図の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能な多様な組織を一体的に整備、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の活性化を図り、価値観を醸成することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IV は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立学校は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動	II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	III 新たな地域クラブ活動	IV 大会等の在り方の見直し
教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 (主な内容) ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき職務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導員を確保 ・心身の健康管理、事故防止の徹底、休養・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日） ・部活動に強制参加しないことなどを行う ・地方公共団体は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める	新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。 (主な内容) ・まずは休日における地域の環境の整備を優先に推進 ・平日の環境整備はできることから取り組み、休日の取組の進捗状況等を把握し、必要な改革を推進 ・市町村初等中等教育となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・部活動及び市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知	学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。 (主な内容) ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担 ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導員資格等による質の高い指導員の確保と、部活動指導員による人材バンクの整備、重役たる指導員の可能な範囲での継続 ・競技志向の活動だけでなく、運動の楽しさ・文化芸術分野など、生徒の志向等に応じたプログラムの確保 ・休日のみ活動する場合も、原則として1日の休養日を確保 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進 ・関係者への支援	学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に合わせた大会等の運営の在り方を示す。 (主な内容) ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認。その趣意を実施 ・できるだけ教員が指導しない体制の整備。運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し（関係団体の協議、複数の活動を創設したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

【総合的なガイドライン】 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

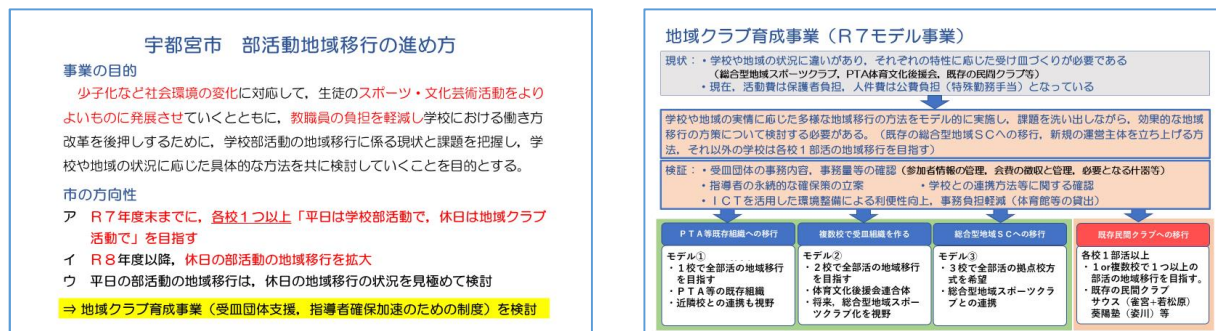
【とちぎ部活動移行プラン】 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/totigiikoupuran.pdf>

2 本市の取組について

国や県の示す方針に従い、宇都宮市においても、「令和7年度末までに、各校1つ以上、休日の部活動の地域移行」を目指し、取組を進めてきております。

宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会を設置し、学校や宇河地区各競技の専門部(中体連)や文化部顧問へヒヤリングを実施、課題の抽出や解決に向けた方向性を探ってきています。

現在は、令和 7 年度以降の「地域クラブの指導者確保」や「運営団体の育成支援」に向けた調整が行われています。これは、休日の部活動の管理・運営を受け入れる運営主体に対する支援を行うことで、少子化や教職員数の減少が進んでも生徒の活動機会を確保することを目的としたもので、市内の中学校や地域を対象にしたいいくつかのモデル事業として実践検証を行う期間(R7～R9)を設定し、その学校や地域の実情に合わせた方法を検討するためのものです。



3 本校の現状と準備について

本校においては、休日の部活動指導について、地域の運営団体を中心に移行できないかを協議する場を設定しながら、国や県のガイドラインを参考に準備を進めてまいりました。

令和 5 年度は、各部活動保護者会代表にご参加いただき、会議を 3 回実施しましたが、概念的な話になってしまい、現実的な取組とはなりません。将来的な運営団体として期待できるPTA組織を整理するため、「上河内中学校文化スポーツ活動後援会」を正式に発足（令和 6 年度PTA総会）し、PTA役員との協議も重ねてきました。

今年度の後半に入って、会議を再開し、運営団体の役割や、課題等の整理を行い、次年度からの設立に向けて準備を進めてきています。

PTA組織の文化スポーツ活動後援会を運営団体として設立し（規約等の制定を含む）、各学校部活動を、後援会傘下の地域クラブ活動へ移行することを検討しています。休日の部活動指導を担う指導者（教員を含む）の確保や指導謝金の支出、その他活動に係る保険加入手続きや事務手続き等を担う人材の確保等、整理すべきことが多く多難な船出とはなりますが、市の支援を有効に活用してPTAの皆様と相談しながら、生徒たちの活動を維持、充実させるよう検討を重ねていきたいと考えています。

具体的な運営団体の設立については、PTA総会時（R7.4）にご説明させていただきますが、ご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

